2　存続しない担保権

更生会社の財産上に存する担保権で、前項で「存続する担保権」として掲げた担保権以外の担保権（以下、本項において「存続しない担保権」という。）は、更生計画認可決定時にすべて消滅する。

存続しない担保権の担保権者は、当該担保権について担保権設定登記又は登録がある場合は、当該設定登記又は登録の抹消手続をする。この場合、存続しない担保権にかかる担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権設定登記又は登録の抹消手続に必要な一切の書類を管財人に交付しなければならない。

第２節　登記等の費用

本章による登記手続に要する登録免許税等の費用は更生会社が負担する。その余の費用（担保物保管・返還にかかる費用を含むがこれに限らない。）は、担保権者の負担とする。

第５章　弁済資金の調達方法等

第１節　弁済資金の調達方法

更生担保権、優先的更生債権及び一般更生債権の弁済資金は、手持ち資金、本件担保株式の売却代金及び保有不動産の売却代金等を以てこれに充てる。

第２節　予想超過収益金の使途

更生期間中に予想超過収益が生じた場合には、弁済資金及び更生会社の清算手続に必要な資金に充てるものとする。

第３節　共益債権及びその弁済方法

1　支払共益債権

更生会社が更生手続開始決定日の翌日（平成25年１月26日）から平成25年３月末日までに支払った共益債権は、別表６「共益債権支払実績及び未払残高表」の「支払実績」欄記載のとおり、総額約201万円である。

2　未払共益債権

更生会社の平成25年３月末日現在の未払共益債権は、別表６「共益債権支払実績及び未払残高表」の「未払残高」欄記載のとおり、約391万円である。

3　弁済方法

前記未払共益債権及び平成25年４月１日以後更生手続終結までの間に生ずる共益債権は、手持ち資金等を以て随時弁済する。

第６章　会社の措置

第１節　株主の権利の変更

1　更生会社による全株式の取得と消却

更生会社は、更生計画認可決定日に、更生会社の発行済株式3413万7625.72株全部を無償取得し、同日、その全部を消却する。

2　資本金の額の減少

更生会社は、その資本金の額1000万円全額を減少する。ただし、その減少の効力は、更生計画認可決定日において生じる。

第２節　募集株式の発行

更生会社は、次のとおり募集株式を発行する。

①　募集株式の種類：普通株式
②　１株の払込金額：１円
③　募集株式の数：１株
④　募集株式と引換えにする金銭の払込期日：更生計画認可決定日とする。
⑤　増加する資本金及び資本準備金に関する事項：
増加する資本金１円
増加する資本準備金の額０円
⑥　募集株式は、全て管財人に割り当てる。

第３節　株式の譲渡

株主総会は、会社法第136条又は同第137条の規定による譲渡の承認の請求があった場合には、その処置について、管財人の意見を聴かなければならない。この場合に管財人が意見を述べるには、裁判所の許可を得なければならない。

第４節　役員の退任

更生会社の従前の取締役及び監査役は、更生計画認可決定時に退任する。

第５節　会社の解散

1　会社の解散

更生会社は、更生計画認可決定時に解散し、清算株式会社となる。

2　清算人を次のとおり選任する。

清算人　新保　克芳（東京都新宿区市谷本村町７番４―3305号）

3　清算人の任期は、会社について清算が結了する時までとする。

管財人は、必要のあるときはいつにても、裁判所の許可を得て、清算人を、増員、解任、又は補充することができる。増員又は補充された清算人の任期も、会社について清算が結了する時までとする。

第６節　定款の変更

更生会社は、定款の一部を別表７「定款変更表」記載のとおり変更する（なお、変更前の現行定款は公証人の認証がないものであり、一部欠落があった。）。

認可決定後の更生会社の本店所在地は、以下のとおりである。

東京都中央区日本橋三丁目２番９号三晶ビル５階　新保・髙﨑法律事務所

第７章　その他の事項

会社更生法第167条第１項第６号及び第７号に該当する事項はない。

別表１ないし７　省略

東京地方裁判所民事８部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２５年（再イ）第７４号

北海道千歳市勇舞４丁目１番16号　勇舞711ＭＳ204号

再生債務者　金成　淳一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年９月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年９月30日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第２５号

大分市希望が丘１丁目1492番地の39

再生債務者　上原　正寛

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年９月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年９月30日

大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（再イ）第２３０号

千葉県木更津市中央２―７―23―401

再生債務者　小林　孝成

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年９月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年９月27日

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第１１号

静岡県富士市厚原1742―70日本フイルコン八笠社宅302号

再生債務者　高橋　弘明

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年９月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年10月１日

東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（再イ）第２１０号

東京都足立区竹の塚２―15―15

再生債務者　阿部　茂久

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年９月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年９月27日

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第４２号

神戸市中央区下山手通３丁目11番３号

再生債務者　関　　祺昌

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年９月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年９月30日

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係